

五泉市ごみ減量化実施計画  
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月  
五泉市

## 目 次

- 1 ごみ減量化実施計画の概要
  - (1) 計画の目的
  - (2) 計画期間
  
- 2 ごみ処理の現状及び課題
  - (1) ごみ処理の現状
  - (2) ごみ減量化の課題
  
- 3 ごみ減量化に向けた目標と行動
  - (1) ごみ減量の目標
  - (2) 行動方針1 指定袋導入によるごみ処理の一部負担化
  - (3) 行動方針2 安定的なごみ処理
  - (4) 行動方針3 現在の制度の周知徹底
  
- 4 事業の検証

# 1 ごみ減量化実施計画の概要

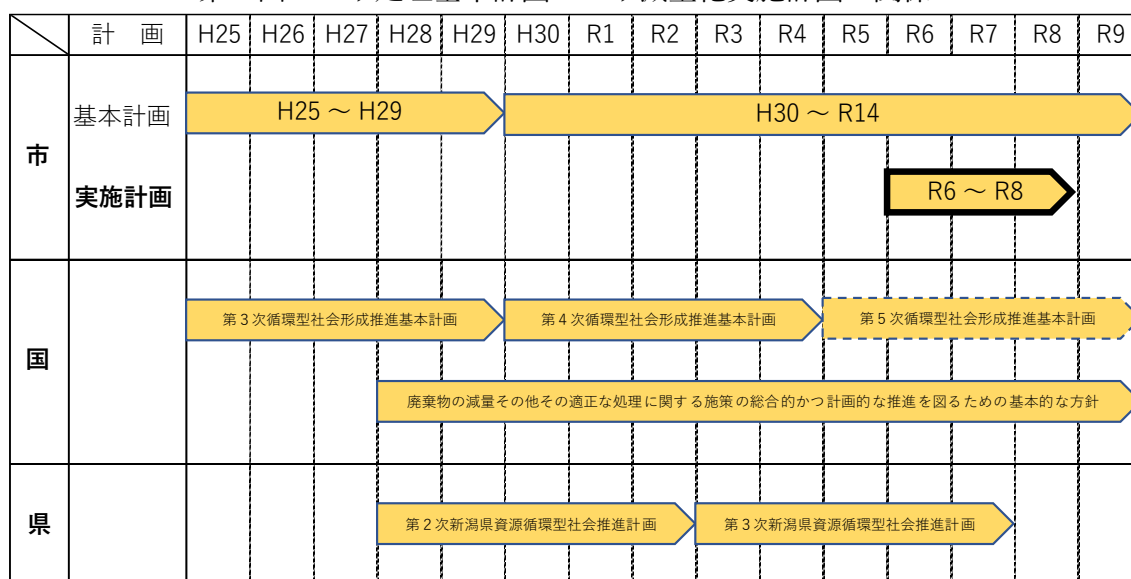
## (1) 計画の目的

ごみを減らして資源のリサイクルを行うことは、限りある資源を有効に利用し、地球温暖化を防ぐために必要不可欠となっています。世界的に海洋プラスチックごみが問題となるなか、国内では令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック資源循環を強化する取り組みが進められています。

五泉市一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月策定。以下、「基本計画」という。）では、国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」や、県の「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」で定める基本方針、五泉地域衛生施設組合の策定する循環型社会形成推進地域計画（以下、「地域計画」という。）等との整合性を保ちながら、ごみの減量と資源化、適正なごみ処理体制の構築を目指しています。

基本計画については、平成30年度から令和14年度までの減量化目標を定めています。そのうえで、令和7年4月に供用開始予定の五泉市・阿賀野市・阿賀町の2市1町で建設される新たな中間処理施設（以下、新中間処理施設という。）において処理されるごみの量について、供用開始時の目標値（1人1日あたり789g）が確実に達成されるよう、また国の第4次循環型社会形成推進基本計画における目標値に対し、大きく上回っている現状を改善できるように、具体的な取組計画として「五泉市ごみ減量化実施計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第1図 ごみ処理基本計画とごみ減量化実施計画の関係



## (2) 計画期間

本計画の期間は、新中間処理施設が令和7年4月に供用開始となることにあわせ、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

## 2 ごみ処理の現状及び課題

### (1) ごみ処理の現状

#### ア ごみ排出量の推移

本市におけるごみ排出量の推移は、第1表のとおりです。

なお、令和3年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は815g、令和4年度は814gとなっており、新潟県平均の693g（令和3年度）を大きく上回っています。（県内30市町村中23位：令和3年度）

第1表 ごみ排出量の推移

|                                   |         | 単位       | H30          | R1           | R2           | R3           | R4           |
|-----------------------------------|---------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 家庭系                               | 燃えるごみ   | t        | 12,349       | 12,335       | 12,351       | 11,681       | 11,550       |
|                                   | 燃えないごみ  | t        | 1,122        | 1,077        | 1,126        | 1,083        | 1,028        |
|                                   | 資源ごみ    | t        | 1,460        | 1,412        | 1,408        | 1,431        | 1,371        |
|                                   | 有害ごみ    | t        | 23           | 22           | 22           | 22           | 23           |
|                                   | 廃プラスチック | t        | 121          | 114          | 118          | 134          | 122          |
|                                   | 計…①     | t        | 15,075       | 14,960       | 15,025       | 14,351       | 14,094       |
| 事業系                               | 燃えるごみ   | t        | 5,814        | 5,645        | 4,974        | 5,024        | 4,929        |
|                                   | 燃えないごみ  | t        | 72           | 67           | 56           | 71           | 76           |
|                                   | 資源ごみ    | t        | 32           | 35           | 28           | 32           | 30           |
|                                   | 有害ごみ    | t        | 2            | 3            | 1            | 1            | 1            |
|                                   | 計       | t        | 5,920        | 5,750        | 5,059        | 5,128        | 5,036        |
| ごみ排出量の総数<br>(家庭系+事業系)             |         | t        | 20,995       | 20,710       | 20,084       | 19,479       | 19,130       |
| 人口(各年度の9月末時点)                     |         | 人        | 50,602       | 49,871       | 49,076       | 48,240       | 47,459       |
| <b>五泉市1人1日当たり<br/>の家庭系ごみ排出量…②</b> |         | <b>g</b> | <b>816.2</b> | <b>821.8</b> | <b>838.8</b> | <b>815.0</b> | <b>813.6</b> |
| 県1人1日当たり                          |         | g        | 696          | 695          | 704          | 693          | —            |
| 国1人1日当たり                          |         | g        | 638          | 639          | 649          | 636          | —            |

※ 出典：五泉市、国（一般廃棄物処理事業実態調査）

※ ②=①÷人口÷365日

## イ 資源化の取組状況

本市では、ごみ減量化とリサイクル推進に向けて、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトルの資源化に加え、平成 30 年度からは古着の資源化にも取り組んでいます。主な家庭系資源ごみ回収量の推移は、第 2 表のとおりです。

また、五泉市公衆衛生協会が実施する古紙類の集団回収事業へ支援を行い、資源化の促進を図っています。

なお、令和 3 年度のごみのリサイクル率は 10.7%となっており、新潟県内平均に比べ例年約 10%低い状況となっています。

令和 7 年度には容器包装プラスチックを資源化品目に加えて、さらなる資源化とごみ減量化を推進します。

第 2 表 主な家庭系資源ごみ回収量の推移

単位：t

|     |        | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 家庭系 | 新聞紙    | 581   | 545   | 422   | 414   | 365   |
|     | 雑誌類    | 349   | 337   | 480   | 495   | 487   |
|     | 段ボール   | 354   | 350   | 323   | 337   | 336   |
|     | ペットボトル | 119   | 124   | 127   | 129   | 133   |
|     | 古着     | 57    | 56    | 56    | 56    | 50    |
|     | 計      | 1,460 | 1,412 | 1,408 | 1,431 | 1,371 |
|     | リサイクル率 | 市     | 10.3% | 9.9%  | 10.8% | 10.7% |
| 県   |        | 22.9% | 22.1% | 21.8% | 20.5% | —     |
| 国   |        | 19.9% | 19.6% | 20.0% | 19.9% | —     |

※出典：五泉市、国（一般廃棄物処理事業実態調査）

## (2) ごみ減量化の課題

新中間処理施設が供用開始される令和 7 年度における五泉市の家庭系ごみ（不燃ごみ含む）の排出量見込（目標値）を、基本計画において 1 人 1 日当たり 789 g としています。

しかし、令和 4 年度の実績値は 814 g となっており、目標を達成するためには、分別率の向上と新たな分別品目の追加により、ごみの減量化を図っていくことが課題となっています。

新中間処理施設の供用開始以降においても、基本計画の排出量見込（目標値）を達成させ、県及び国の排出量目標値を目指すために、継続的にごみの減量化に取り組んでいくことが求められます。

### 3 ごみ減量化に向けた目標と行動

#### (1) ごみ減量の目標

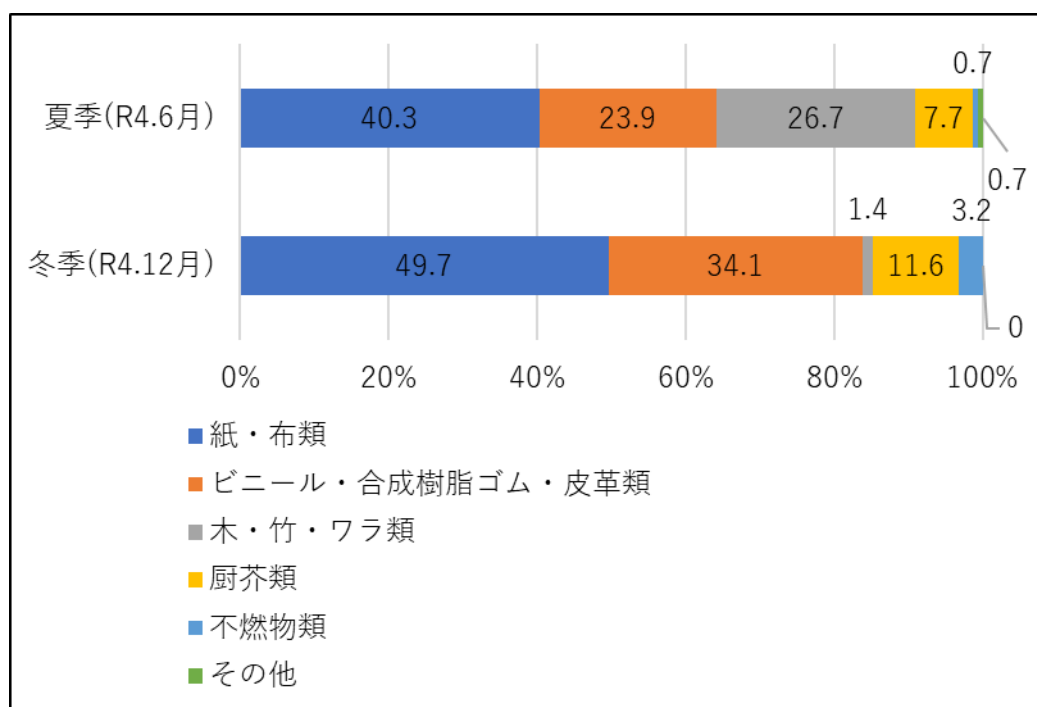
##### 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 612g

市では、これまでごみの減量や分別、資源化などに取り組んできましたが、1人1日当たりの排出量は低い水準で横ばいの状況です（第1表）。国が推進している「持続可能な循環型社会の形成」のためには、さらなる「ごみ減量化」を推進する必要があります。

本計画では、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を検証しながら、組成調査の結果（第2図）も参考に分別の徹底や資源化の向上を推進して、減量化が確実なものとなるように啓発していきます。

なお、新中間処理施設の供用開始後（令和7年度以降）のごみ減量化の取り組みについては、2050年のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現に向け、国、県の動向を鑑みて、状況に応じて目標値を検討することとします。

第2図 ごみ組成調査（燃えるごみの成分比）



※出典：五泉地域衛生施設組合

## (2) 行動方針1 ごみ処理の一部負担化（有料化）

市では、基本計画の目標値を達成させ、さらに国の排出量目標値を目指すために、これまでに取り組んできた施策に加え、新たな施策として「ごみ処理の一部負担化（有料化）」を導入します。

ごみ処理の一部負担化（有料化）の目的は、「市民の意識改革によるごみの減量」にあります。

市民が一部負担を意識することにより、廃棄物に対する意識が向上し、その結果「ごみの減量化」や「ごみ分別促進による資源化の推進」、「排出量に応じた負担の公平化」「環境負荷の低減」などにつながります。県内では、これらを目的として、既に20市中17市でごみ処理の一部負担化（有料化）が実施されています。また令和2年7月から実施された「レジ袋の有料化」により、後に海洋汚染の原因となるプラごみとなってしまうレジ袋を「購入」する実態が定着し、このプラごみの削減を目指すことで地球環境の保全に貢献できることが期待できることなどから、「ごみ処理の一部負担化（有料化）」の導入を行うものです。

### ア 実施時期

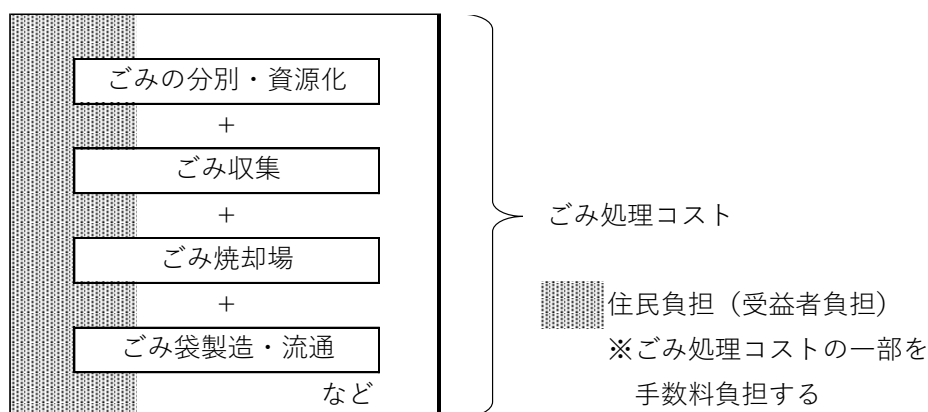
一部負担化（有料化）の実施時期は令和6年10月1日からとします。ただし、令和7年3月31日までの間は移行期間として、これまでどおり透明または半透明の袋の使用を可とします。

### イ ごみ処理の一部負担化（有料化）とは

実施計画におけるごみ処理の一部負担化（有料化）とは、ごみを適正に処理するための費用の一部を手数料として、排出量に応じて負担する制度です（第3図）。

この制度は、指定ごみ袋などの資材製造・流通費だけでなく、ごみ処理コストの一部を手数料として負担していただくものです。

第3図 ごみ処理負担化の概念



## ウ 負担化によるごみ減量効果

平成 12 年度以降に実際に負担化の導入を行った全国 155 自治体の導入前年度及び導入翌年度の家庭ごみ排出量を比較すると、平均で約 12%のごみ減量効果が得られています。この効果は負担化導入 5 年後及び 10 年後も持続しています。

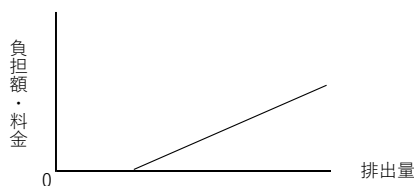
## エ 負担化の仕組み

五泉地域衛生施設組合の構成市町では、阿賀野市がシール方式（自身が用意した袋にシールを貼って排出）、阿賀町が指定ごみ袋方式（指定ごみ袋に入れて排出）を導入しています。

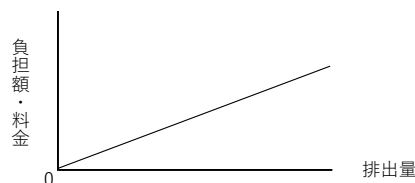
また阿賀野市はシールを一定量無料で配布し、一定量を超える排出量について排出者が手数料を負担する「一定量無料型<sup>1</sup>」を、阿賀町は指定ごみ袋を必要数購入する「排出量単純比例型<sup>2</sup>」を導入しています。

五泉市では、指定ごみ袋方式による「一定量無料型」の導入に向けて、具体的な実施方法を住民に提示していきます。

<sup>1</sup>一定量のごみ排出量を無料とし、一定量を超える排出量について、排出者が手数料を負担する方式。



<sup>2</sup>ごみ排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式。



## オ 一部負担化（有料化）の対象とする家庭ごみの種類

対象とする家庭ごみは、ごみ収集場所で収集する「燃えるごみ」のみとします。ただし、「燃えるごみ」のうち「枝木」は対象外とし、「草、葉」は対象とします。

対象外とするものは「燃えないごみ」、「プラスチック製品」、「有害ごみ」、資源化品目である「びん類」、「かん類」、「古紙類」、「古着」、「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」とします。

※なお、新中間処理施設に直接搬入する場合には、全てのごみが手数料徴収の対象です。



## **カ 手数料の設定金額**

手数料の設定金額は、既に負担化を実施している自治体等の減量実績や近隣市町の設定金額を考慮して、指定ごみ袋1リットル当たり1円として検討します。

## **キ 手数料の費用負担軽減**

排出者がごみの発生由来者でないごみや、努力による排出量の減少ができないごみ等で次の場合等には、手数料の費用負担軽減がされるよう検討します。

- ・ボランティア活動による公共の場所の清掃にて発生した燃えるごみ
- ・町内会等の清掃活動などにより発生した燃えるごみ
- ・天災によって発生した燃えるごみ

また、子育て世帯や要介護者がいる世帯などに対しては、負担が増大することがないよう配慮することとします。

## **ク 指定ごみ袋の大きさ**

指定ごみ袋の大きさは、現状の排出の実態に合わせて、複数種類の容量の袋を用意します。

## **ケ 手数料収入の使途**

手数料収入の使途については、ごみ減量化やごみ資源化を推進するための財源として活用します。



### (3) 行動方針2 安定的なごみ処理

目標達成後も、ごみの排出量が再び増加しないようにする必要があります。

そのため、ごみ減量行動を支援する施策により、住民のモチベーション維持に努めます。

#### ア 不適正排出の対策等

ごみ収集所や不法投棄されやすい場所（山間部など）の不適正排出の監視パトロールを各町内会や五泉市公衆衛生協会と連携しながら強化します。

#### イ 事業系ごみの減量

新中間処理施設には、これまでどおり家庭から発生するごみだけでなく、事業活動によって発生するごみも持ち込まれます。そのため、事業者に対して、ごみ減量化の取り組みについて推進を図ります。

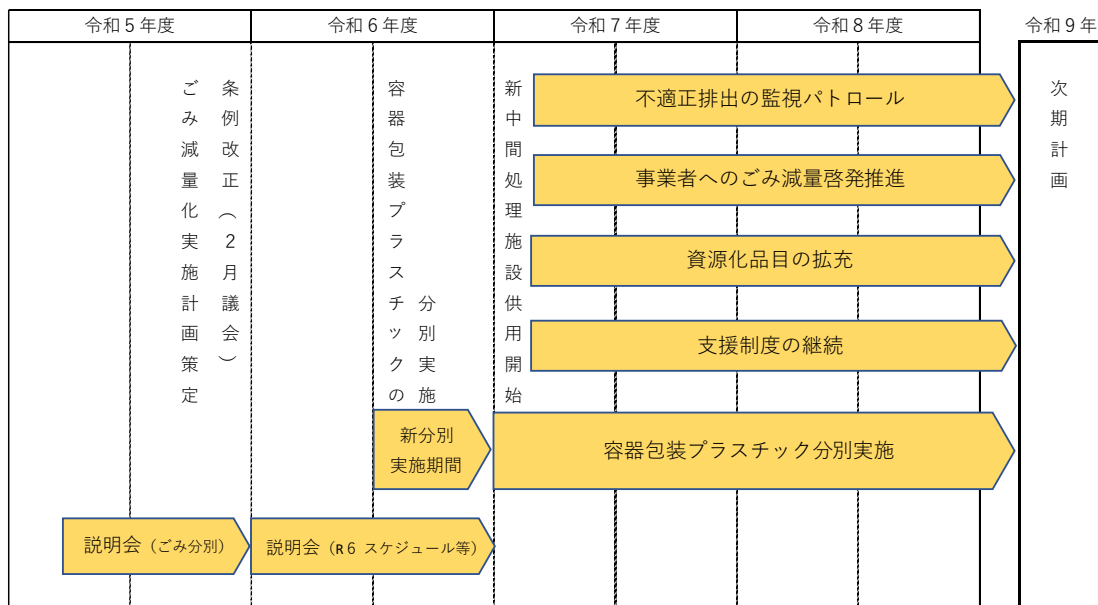
#### ウ 資源化品目の拡充

資源回収の機会の増加に努めつつ、引き続き、新たな資源化品目やごみの回収方法の検討をします。

#### エ 地区によるリサイクル推進事業等に対する支援

地区による集団回収などのリサイクル推進事業については、ごみ処理一部負担化（有料化）による手数料の一部を財源として、支援制度を継続します。

第5図 継続的なごみ減量施策



#### (4) 行動方針3 現在の制度の周知徹底

基本計画においても、情報提供や啓発活動、学習機会の充実を施策方針としています。ホームページでの情報提供等は実施していますが、施策の周知を徹底するために、さらなる内容の周知や機会についての充実を図ります。

##### ア 周知内容の充実

既に実施している分別ルールのほか、ごみ処理の実態に関する情報も提供していきます。

(主な取組予定項目)

- ・紙類や容器包装プラスチックの分別について、排出方法のポイントを説明します。
- ・生ごみ減量のため、水切りや食品ロス対策によるごみ減量の方法と効果の啓発をより一層促進します。

##### イ 周知機会の充実

ごみの減量に対する関心を高めるため、住民説明会などで情報を得る機会の創出に努めます。

なお、住民説明会は日時や参加人数が限定されることから、次のような媒体を通じ、補完することで、全ての住民に対して周知していきます。

- ・「ごみ分別ガイドブック」の発行（全世帯配布）
- ・市広報（全世帯配布）
- ・市ホームページ

また、子供たちがごみ減量について学習できる機会を設けます。

(主な取組予定項目)

- ・市内小学校における環境学習
- ・ごみの分別方法について、冊子やDVDなどで啓発

#### 4 事業の検証

本計画に基づいて実施する取り組みについて、計画最終年度（令和8年度）にその効果を検証し、検証から得られる結果をもとにして、継続的なごみ減量施策実行のための次期計画策定を行います。